

高速取引行為を行う者の登録制等の導入に係る対応について

2017年12月20日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

2017年5月17日に「金融商品取引法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月24日には金融商品取引法施行令、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令、金融商品取引業等に関する内閣府令、関連する金融庁告示、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針が公表され、高速取引行為を行う者について、新たに登録制の導入等が実施されることになりました。

これに伴い、当社の市場においては以下の通り対応を行うものとし、所要の改正を行います。

なお、金融商品取引法施行令等のパブリックコメントの結果によっては、当該対応に変更が生じる可能性がございますので、ご留意ください。

(凡例)

金商法 : 金融商品取引法（昭和23年4月13日 法律第25号）
監督指針 : 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針

II. 概要

項目	概要	備考
1. 取引戦略の明示 (1) 高速取引行為に係る取引戦略の明示	<ul style="list-style-type: none">高速取引行為を行う者が行う高速取引行為に係る注文については、その注文がどのような取引戦略に基づくものであるのかを当社が把握するため、売買システム（J-GATE）に取引戦略を識別するフラグ機能を追加しますので、次のとおり取引戦略を明示して発注するものとします。<ul style="list-style-type: none">競争売買市場において高速取引行為に係る注文を行う際には、マーケットメイク戦略、アービトラージ戦略、ディレクショナル戦略又はその他戦略の別を明示するものとします。J-NET市場において行う高速取引行為に係る注文についても、①と同様に取引戦略の別を明示するものとします。取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等のときに当局に提	<ul style="list-style-type: none">各取引戦略の定義については監督指針（III-3-1-1-(2)-(1)）で定められる定義と同義です。高速取引行為を行う者が高速取引行為に該当しない注文を行う場合は、取引戦略の明示を行う必要はありません。

項目	概要	備考
	<p>出を行った業務方法書に記載した取引戦略の類型に合わせて行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引戦略の明示は、高速取引行為を行う者としての登録等が完了した後、速やかに開始するものとします。 	
2．専用TAP等の申請 (1) 高速取引行為を行う者とその者が専有している専用TAP及びユーザIDの申請	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、高速取引行為に係る注文が行われる専用TAP及びユーザID（以下「専用TAP等」という。）と高速取引行為を行う者とを関連づけ、当社がその取引状況を把握できるようにするために、専用TAP等を専有して利用する高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名及び登録番号を申請するものとします。 登録番号は、高速取引行為を行う者である取引参加者については既存の証券会社等標準コードとし、高速取引行為者については証券コード協議会が発行する登録番号とします。 当該申請の方法は、取引参加者が、専用TAP等の申請時（新規・変更）に、当該専用TAP等を専有して利用する高速取引行為を行う者の商号、名称又は氏名及び登録番号を申請ポータル（arrowface）から入力することにより行うものとします。 当該申請は、高速取引行為が行われる既存の専用TAP等についても必要になるため、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、取引参加者が速やかに手続を行うものとします。 	
3．注文管理体制等の整備 (1) 取引参加者における注文管理体制及びリスク管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 従来の一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注禁止や実効性のある注文管理体制の整備に加え、取引参加者が顧客の資力、属性及び取引商品又は取引参加者の資力並びに取引の類型及び規模を踏まえて過大な注文の発注を防止するために適切と認められる管理及び過大な注文の発注により発生し得るポジションに関する適切と認められるリスク管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者における注文管理体制に関する規則第4条及び取引参加者規程施行規則第5条の5。 取引参加者は、高速取引行為の受託等の有無にかかわらず、過大な注文の発注に

項目	概要	備考
	べきことを規定します。	<p>については、それを防止するための管理及びそれに伴うポジションに関するリスク管理を行うべきことを明確化することとし、規則の改正に合わせ、取引参加者が行うべき注文管理等についてのガイドラインを公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本改正に伴い、現在の「自動発注システムの管理に関するガイドライン」(2016年6月17日制定)は廃止します。
4. 関連情報の提出 (1) 登録等が完了した者の商号、名称又は氏名を証明する証跡の写し	<ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為を行う者としての登録等が完了した者は、登録等した者の商号、名称又は氏名が確認できる証跡の写しを当社まで遅滞なく提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 証跡の写しをPDFファイルに変換し、電子メールに添付して日本取引所グループとしての共通のメールアドレス宛てに提出いただきます。紙媒体の提出は不要です。 なお、証跡としては監督指針(III-3-1-1-(4))の登録済通知書等を想定しております。
(2) 国内における代表者又は国内における代理人等の連絡先情報	<ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為者として登録を行った者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合、当該高速取引行為者は、次の者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレスについて、その登録の完了後、当社まで遅滞なく提出するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 外国法人である場合、国内における代表者又は国内における代理人 ② 外国に住所を有する個人である場合、国内における代理人 高速取引行為者として登録を行った者が国内法人又は国内に住所を有する個人である場合、当該高速取引行為者は、当社と連絡をする上で適切な者の 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡先を電子メールで日本取引所グループとしての共通のメールアドレス宛てに提出いただきます。紙媒体での提出は不要です。

項目	概要	備考
(3) 業務方法書等の写し	<p>氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを、登録の完了後、当社まで遅滞なく提出するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者、金融機関又は取引所取引許可業者は、高速取引行為を行う者としての変更登録が完了した後、当局に提出を行った業務方法書の写しを当社まで速やかに提出するものとします。 高速取引行為者として登録を行った者は、登録時に当局に提出を行った業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の写しを当社まで速やかに提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料を PDF ファイルに変換し、日本取引所グループとしての共通のメールアドレス宛てに電子メールに添付して提出いただきます。紙媒体の提出は不要です。 取引参加者は、既に当社に提出している業務方法書に変更があった場合には変更後の写しを当社に提出することになるため、その提出をもって変更登録に伴う提出に代えることが可能です。 業務方法書並びに業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面の記載事項に変更があった場合には、変更後の書類の写しを速やかに当社まで提出するものとします。
5. 取引所の行う調査その他必要な措置への協力 (1) 調査等への協力 (2) 取引参加者の義務	<ul style="list-style-type: none"> 高速取引行為を行う者は、当社の市場における市場デリバティブ取引を公正にし、及び投資者を保護するため、当社が行う高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他の必要な措置について、協力するものとします。 取引参加者は、高速取引行為を行う者から当社の市場における市場デリバティブ取引の委託を受けるときは、当社の市場における市場デリバティブ取引 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、高速取引行為を行う者が当社の規則を遵守しなければならない旨、高速

項目	概要	備考
(3) 自主規制法人への委託	<p>を公正にし、及び投資者を保護するため、当社の行う高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他の必要な措置について、高速取引行為を行う者が対応するための適切な措置を講じるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当社の市場における市場デリバティブ取引を公正にし、及び投資者を保護するため、当社は、高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守の状況の調査その他必要な措置について、日本取引所自主規制法人に委託することができるものとします。 	<p>取引行為を行う者に伝え、了解を得てい ることが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、今般の高速取引行為を行 う者の登録制の導入後も、引き続き適切 な売買管理を行うものとします。 当社の規則改正を受けて、日本取引所自 主規制法人においても必要な規則改正 を実施する予定です。
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正をします。 	

III. 施行日（予定）

2018年4月1日

以 上